大阪府災害拠点病院支援施設圧縮空気供給設備改修工事

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

災害拠点病院支援施設は、災害発生時に多数の重症患者を受入れ・初期治療を行う施設として平成19年に大阪府が整備、平時は障がい者医療・リハビリテーションセンターとして機能し、災害時は臨時病床を約400床展開、呼吸管理が必要な重症患者を中心に受入れる機能を有している。

今回工事の対象となる圧縮空気供給設備は、コンプレッサーによって圧縮された空気から水分や不純物を取り除いた後、一定圧力にて医療用空気を院内へ供給するための設備であり、特に人口呼吸器への空気供給に不可欠である。

これらの設備が稼働しなくなった場合、約400名に上る患者の命の救助に直接影響することから、いつ生じるかわからない災害に備えて、府が常に設備を良好に管理する必要がある。

当該設備は耐用年数を大幅に超過しており、保守点検業者であるエア・ウォーター防災株式会社からは、「機器内部に傷が確認され、本来の圧縮能力を保てていない」と報告を受けている状況であることから、当該設備の更新工事を早急に実施する必要がある。

なお、更新工事は予算の都合上、2か年にわたって実施しており、現行機器の保守業務の維持及び更新後機器への整備補償を両立できる事業者は、エア・ウォーター防災株式会社以外に存在しない。(令和7年度においてもエア・ウォーター防災株式会社が施工済み)

公共建築室の施設整備計画における事前協議においても同様の判断から、「所管課発注(特命随契)」というヒアリング結果が送付されており、当課においても同判断を援用するもの。

よって、本件工事を実施できるのは、エア・ウォーター防災株式会社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第2号アにより、エア・ウォーター防災株式会社と随意契約を締結する。

また、エア・ウォーター防災株式会社でなければ契約を履行できないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積書を省略するものである。